お元気ですか？

こちらは 保健師です

福祉課 こども家庭班（こども家庭センター）
保健師　松本　可奈子
☎０８２０（７７）５５０８

町全体でこどもを育てる〝共育ち・共育て〟

みなさん、こんにちは。

福祉課こども家庭センターの保健師の松本です。前年度までは介護保険課地域包括支援センターに所属しており、母子保健の担当はなんと12年ぶりとなりますが、可愛いこどもたちと接することができ、とても幸せを感じています。

さて、みなさんは、こどもの頃どのような環境で育ちましたか？また、幼い頃の記憶として、覚えていることはありますか？

こども家庭庁では「はじめの１００か月の育ちビジョン」という考え方を提唱しています。これは、赤ちゃんがお母さんのお腹の中にいる時期から含めた１００か月（概ね小学１年生頃まで）が、長い人生において、人格の基盤を築くはじめの重要な時期であり、幸せの土台を作る大切な時期であるという意味が込められています。

周防大島町では少子化が進行していますが、その分１人１人のお子さんをみんなで温かく迎えることができるのではないかと感じています。昨年、ハロウィンからクリスマス時期に、母子保健推進協議会や子育て支援センターによる親子交流会を各地区で開催しました。母推や子育て支援センター職員が、お子さんやお父さん・お母さんの良い思い出となるよう一生懸命に出し物やプレゼントを考え、また食生活改善推進協議会が手作りおやつを提供してくれました。

「元気だね！」「すごいね！」そんな言葉を家族以外のおとなからも言ってもらえる体験はこどもにとって貴重な体験です。そんな地域のおとなたちの声かけで、こどもは自分が歓迎される存在だと知ることができます。町全体でこどもを育てる〝共育ち・共育て〟で、こどもの「はじめの１００か月」を支え、みんなで応援していきましょう！

福祉課こども家庭センターでは、妊娠・出産から子育てに関する様々な相談をお受けしています。

家畜飼養者の皆さまへ
家畜や家きんの所有者は、毎年報告が必要です

国内外での高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫等の発生を踏まえ、家畜や家きんの所有者は、毎年、飼養している頭羽数および飼養衛生管理の状況について報告が必要となっています。

対象となる家畜および家きんの所有者は定期報告書の提出をお願いします。

対象家畜

牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし、馬

対象家きん

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥、あいがも

なお、小規模飼養者は家畜の種類と頭羽数のみの報告となります。（次の数を飼養している人が対象）

小規模飼養者とは

・牛、水牛、馬…1頭
・鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし…5頭以下
・鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、あいがも…99羽以下
・だちょう…9羽以下

報告期限

３月６日㈮

提出先

農林水産課または各総合支所・出張所

※報告様式については、農林水産課にお問い合わせください。（農林水産省のホームページ「飼養衛生管理基準について－定期報告書の報告様式（令和８年～）」からもダウンロードできます）

農林水産省ホームページ

問い合わせ

・農林水産課 有害鳥獣対策班
☎０８２０（７９）１００２
・山口県東部家畜保健衛生所
☎０８２０（２２）２４１６